

金沢市スポーツ施設 受動喫煙防止に係る敷地内禁煙に関するQ & A

Q	A
なぜ、禁煙する必要があるのか。	<p>健康増進法が2020年4月施行予定で2019年度に一部改正されています。</p> <p>その趣旨は、望まない受動喫煙を防止し、多くの方々が利用する施設については、一定の場所を除き、喫煙を禁止するとともに、施設管理者の行うべきことを定めています。</p> <p>改正健康増進法では、子どもや患者等に特に配慮すべきと記載されており、学校や児童福祉施設、病院、市役所などは、敷地内禁煙となっており、一部、特定の場所での喫煙施設の設置を認めています。また、従業員に対しても、施設管理者は、望まない受動喫煙に対して防止措置をとることを定めています。</p> <p>この趣旨を踏まえ、金沢市スポーツ事業団では、東京オリンピック・パラリンピック開催年を前に、施設の管理者として、子供達や高齢者を含め多くの方々に健康増進や競技力向上のために施設を利用して頂いている面を考慮して、敷地内禁煙を実施することとしました。また、あわせて職場で働く職員の健康面についても、配慮していくこととしました。</p>
なぜ、分煙ではなく、敷地内禁煙なのか。	<p>法律の趣旨は、望まない受動喫煙を防止することにありますので、原則として施設全体での禁煙が望ましいことを前提としています。</p> <p>そこで、スポーツ施設は、屋内では禁煙となり、屋外での喫煙施設についても、現在、職員を配置して管理することが難しく、利用される方々の自己責任により、管理していただく現状です。また、吸い殻のポイ捨ては後を絶たず、喫煙場所や灰皿の清潔感を維持できる状況にはありません。加えて、火災の危険性もあり、今回、敷地内禁煙という改正法の趣旨に従うこととしました。</p>
敷地外なら喫煙してもよいのか。	<p>敷地外での喫煙については、喫煙される方の利用マナーの徹底が大切であると考えており、近隣にお住まいの方や通行される方などへの十分な配慮と吸い殻などポイ捨て防止への注意をお願いしていきたいと考えています。</p>
どこで吸えばよいのか。	<p>金沢市スポーツ施設にご来場の際には喫煙はご遠慮ください。また、施設職員から、喫煙場所をご案内することはありません。</p>

Q	A
<p>周りに誰もいなければ吸ってもよいのでは。</p>	<p>たばこの煙や有害物質が風によって人のいる場所に流れていく可能性があります。また、受動喫煙防止のみならず、健康増進を目的とするスポーツ施設の性質という観点から敷地内禁煙をルールとするものですので、周りの状況のみで喫煙の可否を判断するものではありませんのでご理解をお願いします。</p>
<p>加熱式たばこや電子たばこなら吸ってもよいか。</p>	<p>電気加熱式たばこの健康影響の評価及び受動喫煙防止対策での国の取り扱いは、健康影響に関する研究により得られる知見等を見極めていくこととなっています。当面は、たばこ専用喫煙室で喫煙をすることができる経過措置となっていますので、今回、敷地内禁煙を実施するスポーツ施設では、喫煙施設を設けないことから、禁煙となることにご理解をお願いします。</p>
<p>喫煙する権利があるのでは。</p>	<p>喫煙は、改正健康増進法の趣旨に沿って、ルールやマナーを守り、周囲に配慮することが必要であると考えています。 望まない受動喫煙を防止していくことが施設管理者にとって責務と考えています。</p>
<p>喫煙場所がないとポイ捨てが増えるのではないか。</p>	<p>美しいまち、きれいな街を保っていくことは市民にとって誇らしいことでもあります。そのことから、まちと人が美しいと言われるよう、市はポイ捨て禁止条例の施行やマナーを守る市民会議での啓発活動を実施しています。 みんなでポイ捨てを防止し、ごみのない美しいまちを維持していくことができるよう、地道な活動を皆さんとともに続けていきたいと考えています。</p>
<p>喫煙場所がないと隠れ喫煙がでるのではないか。</p>	<p>多くの方々が利用される施設では、施設の性質上、安全性や利用者の健康管理面に十分配慮していくことが大切であると考えており、敷地内禁煙とするもので、施設の巡回や利用される方々へ周知を引き続き行い、ご理解をお願いしていきます。</p>